

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●三木市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	母子健康手帳の交付等		○	健康増進課	0794-86-0900	
2	産前サポート プレママ★クラスへの参加		○	健康増進課	0794-86-0900	
3	認定こども園、保育所等の申込み		○	教育・保育課	0494-89-2472	
4	住民票における「縁故者」の続柄使用	○		市民課	0794-89-2341	
5	災害見舞金の申請のうち死亡弔慰金の支給	○		危機管理課	0794-89-2312	
6	犯罪被害者見舞金の申請	○		生活環境課	0794-89-2344	
7	住民票の続柄での「縁故者」の選択	○		市民課	0794-89-2341	
8	トカイナカ三木☆新生活応援事業	○		縁結び課	0794-82-3030	三木で新生活を始める若者世帯に最大100万円の補助金支給